

ちょうふ環境市民会議 第5回定期総会

2013・5・19(日)

15:00 ~ 16:30

於:市民プラザあくろす会議室2
(国領駅北口コクティビル3F)



平成24年度雑木林塾・初級講座(全4回)
受講生募集!



広げよう! 楽しもう! 環境市民活動
講演: 里山をモデルに多様な人びとが集う場を

あくろすホール
(調和市民プラザあくろす3F)

2013.2.24(日)
13:30 ~ 16:00

日ごろ環境活動を行っている団体や、環境活動に関心のある市民が一堂に会し交流します。



- 講演: よこはま里山研究所NPO代表理事 松村正治氏
NPOが果たする志者向け「フロー」・環境分野
以外への連携例など。
- 講演の感想、今後の活動アイデアなど、先生を
自由に話し合います。

ちょうふ環境市民会議

ちようふ環境市民会議第5回定期総会 議事次第

1. 開会挨拶

2. 議長選出・書記任命

3. 議事進行

第1号議案 2012年度活動報告・・・P. 2

第2号議案 2012年度収支報告監査報告 P. 5

第3号議案 2013年度活動方針・・・P. 6

第4号議案 2013年度予算案・・・P. 7

第5号議案 規約改定・・・・・・・・・・P. 8

第6号議案 役員の選任・・・・・・・・・・P. 8

4. 議長・書記 解任

5. 閉会

※資料1・・・・・・・・・・ 別添

■第 1 号議案 2012 年度活動報告

○2012 年度活動方針

調布市の自然環境をはじめとする「環境」について、活動で得られた情報や知恵を共有し、環境を考える市民・事業者・団体が連携して、活動にたずさわる人や市民へ発信していきます。4 年目をむかえ、活動を継続すること、楽しみながら自発的な活動をおこないつつ、ちょうふ環境市民会議の存在意義をあらためて確認していきたいと思えます。

○規約にかかげた活動目的・方針にもとづき、以下の活動を楽しく行います。

- ・ 観察会など会員・市民の参加出来るプロジェクト活動をすすめます。
- ・ 3 月 11 日に起こった「東北東関東大震災」後、都会に住む市民の暮らし方が問われています。暮らしを根本からみなおす、～私から始めるエコライフキャンペーン～省エネ節電の活動に引き続き取り組みます。
- ・ その他、会員の参加で環境保全を推進する事業にとりくみます。

(1) 2012 年度の活動 報告 【自主事業】

イ 他団体とのコラボ事業

7/29 の真夏に青年会議所とのコラボで「調布の恵みフェスタ」の開催に協力しました。これは青年会議所が計画し、環境市民会議に協力を要請され実現したものです。年度途中で協力の申し入れで、予算措置もしていませんでしたが、1 回だけのイベントで終わらせない工夫をしていく事が了承されたため、協力することを決定。イベントメニュー案の提示や、調布市環境政策課・緑と公園課との橋渡しを行い、カニ山自然広場での開催に貢献しました。会議所メンバーとの打合せ会議は 6 回行いました。

フェスタ当日は、日頃カニ山付近の自然環境や動植物に詳しいメンバーを講師として紹介、3つのコーナーを担当しました。こども中心に 500 人ほどが集まった大変楽しいイベントとなりました。散策コーナーでは深大寺湧水コース・谷戸田んぼコース、神代農場コースの設定を行いました。

ロ 野川清掃

東京都公園協会の助成を受けています。「自然だより」に野川を取り上げ、野川保全の啓蒙活動をしました。毎回清掃活動への参加者が少ないのが悩みの種ですが、今年度は「野川芝桜の会」と合同で 7/10 土手横の草刈、10/27 に

は身近な川を見守る会と合同で清掃と生き物調査をおこないました。また、12/8は市のクリーン作戦に参加しました。(参加人数2～3名)

ハ 多摩川清掃

例年通り環境モニターの活動場所でもあるワンド(湾戸)付近の清掃を担当しました。4/8春の多摩川クリーン作戦(参加者7名)、11/11(参加者5名)。

ニ 「ちょうふの自然だより」の発行

東京都公園協会の助成金と寄付金によりカラー版で6回発行しました。(うち2回は調布市受託金)世田谷のビジターセンターに乞われて野川関連の保全団体のパネル展示に協力したことから世田谷ビジターセンターにも置いていただくようになりました。(10部郵送)

ホ 連絡調整等サポート・コーディネート

「雑木林連絡会」の事務局を担当。今年度は、基本計画に基づいた市との協働を視野に6回の会議を行い、主に「調布市崖線樹林地保全活動事業実施要項」案作成に参加しました。(参加雑木林保全団体：入間・樹林の会/カニ山の会/若葉緑地の会/若葉の森3・1会/凸凹森の会/緑と公園課)

ヘ WEB講座の補講を企画実施

交流事業で実施したSNSを使った情報発信の実技がおぼえきれなかった、という声を受け、自主事業としてWEB講座の補講を実施しました。これにより5つの団体がフェイスブック上に団体頁を設けることができました。

ト その他

- ・アースデイ・環境フェア・多摩川自然情報館祭りに参加し、様々な活動のPRと啓蒙活動をおこないました。
- ・2/7 調布コミュニティビジネス推進委員会アットホームから講演依頼があり、代表が環境市民会議の活動紹介をおこないました。
- ・調布市多摩川自然情報館の業務委託契約更新についての選考委員の推薦依頼→会員の岡部和平さんを推薦しました。

チ 規約改正に取り組みました。

(2) 2012年度の活動 報告【受託事業業務】

2012年4月、調布市環境学習支援事業に関する業務計画案ならびに予算書案を提出し、4/25受託契約を行いました。

- イ ①雑木林塾運營業務、②交流イベント業務、③エコライフ推進業務にそれぞれ担当役員を配置し、受託業務管理会議（年12回）で進行管理を行いました。
- ロ 春には交流会の一つとしてカニ山の会の協力を得て「ドングリの森づくり」と題した国分寺崖線保全のイベントを開催。
- ハ 各保全活動団体を対象に、活動に関する情報の流し方や若い方達の参加を促すやり方をインターネットのSNSを駆使して行う実技講座を開催しました。
- ニ 活動計画のひとつである、省エネ運動に関わる緑のカーテン苗配布と打ち水作戦のピーアール活動も行いました。
- ホ 雑木林塾の開催においては今年度から初級講座に加えて、中級講座を企画実施。保全活動の経験者を対象に樹林に対するより高度な知識と組織の運営を円滑におこなっていくために参考となるような講座を開催しました。
- ヘ 年度末には日頃環境保全に関わる団体（19+行政3）が一同に会し、よこはま里山研究所(NORA)理事長 松村正治氏を講師に「里山をモデルに多様な人びとが集う場を」と題した講演会を企画し意見交換などを行いました。また各団体の1年間の活動をまとめたパネルを展示しました。これに先立ち11年度活動紹介のパネル巡回展を4回実施しました。
- ト 全ての受託業務について業務実施14日以内に業務実施報告書を提出。年度末に、24年度業務報告書(109頁)及び、収支報告書を提出しました。

【会員動向】

個人会員 12年度加入 12人
 団体会員 12年度加入 1

【2012年度末 会員数】

個人会員数：78人

団体会員数：9

人間・樹林の会／野川とハケの森の会／身近な川を見守る会／カニ山の会／
 野川で遊ぶまちづくりの会／深大グリーンクラブ／若葉緑地の会／若葉の
 森3・1会／調布ごみ市民会議

賛助会員(団体)：4

調布美術／東京ガス(株)西部支店／(株)ニデア／(株)セルコ

賛助会員(個人)：1人

■第2号議案 2012年度収支報告

[自2012年4月1日 至2013年3月31日]				単位:円
	科目	予算額	決算額	備考
	前年度繰越金 A	210,991	210,991	
	[会費] B	50,000	51,000	
当	会費・正会員(個人)	25,000	30,000	会費500円×60人
	会費・正会員(団体)	10,000	9,000	1,000円×9団体
	賛助会員(個人・団体)	15,000	12,000	3,000円×4件
期	[事業] C	1,007,500	1,068,824	
	調布市受託事業業務	703,500	997,500	
	調布市受託事業業務管理費	294,000		
収	その他事業	10,000	71,324	バザー・調布の恵みフェスタ
	[寄付金・助成金等] D	218,909	43,221	
	寄付金	188,909	13,221	カンパ収入ほか
入	助成金	30,000	30,000	東京都公園協会3万円他
	[雑収入] E	100	0	
	雑収入	100	0	
	当期収入合計 F=(B+C+D+E)	1,276,509	1,163,045	
	収入の部合計 H=(A+F)	1,487,500	1,374,036	
	[事業費] I	1,197,500	1,124,046	
当	調布市受託事業費	997,500	997,500	雑木林塾運営/交流会/イベント
	その他事業費	200,000	126,546	緑のカフェ、野川清掃、広報作成
	[管理費] J	290,000	82,382	
期	事務局運営費	180,000	21,000	
	旅費交通費	5,000	0	
	通信費	12,000	13,030	自然だより・お知らせの郵送料
支	什器備品費	10,000	28,452	パソコンソフト
	事務用品・消耗品	20,000	768	インク・コピー用紙ほか
	会議費	30,000	14,690	会場費・会議資料コピー代
出	雑費	3,000	4,442	茶菓子代・銀行手数料等
	[予備費] K		0	
	予備費	30,000	0	
	当期支出合計 L=(I+J+K)	1,487,500	1,206,428	
	次年度繰越金 N=(H-L-M)		167,608	
	支出の部合計 O=(L+M+N)	1,487,500	1,374,036	

■2012年度監査報告

平成25年3月31日、会計担当者の立ち会いのもと、監査を行いました。

1. 平成24年度収支報告に相違はありません。
1. 領収書等証票類に間違いはありません。

2013年3月31日

監査役 赤川忠明

■第3号議案 2013年度 活動方針 (案)

調布市の自然環境をはじめとする「環境」について、活動で得られた情報や知恵を共有し、環境を考える市民・事業者・団体が連携して、活動にたずさわる人や市民へ発信していきます。

5年目をむかえ、エネルギーなど、会員の活動も広がってきています。それぞれの活動を、楽しみながら自発的に継続しつつ、ちょうふ環境市民会議が市民・行政・企業との活動をコーディネートすることで、環境の視点で調布市のまちづくりに貢献し存在意義をアピールしていきたいと思えます。

○規約にかかげた活動目的・方針にもとづき、以下の活動を楽しく行います。

- ・「東日本大震災」後、都市に住む市民の暮らし方が問われています。暮らしを根本から見直し行動する「私から始めるエコライフ」の活動に引き続き取り組みます。
- ・長年ちょうふ環境市民会議及びメンバーが提言し取り組んできた「国分寺崖線や樹林地・水循環・佐須の里山の環境保全」が調布市新総合計画(24年度策定)の重点計画に位置づけられました。「市民との協働」の視点で重点的に取り組みます。
- ・観察会・学習会・その他、会員が市民会議の場をつかって、環境保全を推進する活動にとりくみます。

■第4号議案 2013年度 予算(案)

		[自2013年4月1日 至2014年3月31日]		
				単位：円
	科 目	予 算 額	備 考	
	2012年度活動準備金	167,608		
収	[会費]	60,000		
	会費・正会員（個人）	35,000	500×70名	
	会費・正会員（団体）	9,000	1000×9団体	
	会費・正会員（法人）	12,000	3000×4法人	
	賛助会員（個人・団体・法人）	4,000		
入	[事業]	1,001,200		
	受託事業	991,200		
の	自主事業	10,000	バザー売上その他	
	[寄付金・助成金等]	96,000		
部	寄付金	66,000		
	助成金	30,000		
	[雑収入]	100		
	雑収入	100		
	収入の部合計	1,324,908		
支	[事業費]	1,153,200		
	受託事業	991,200		
出	自主事業	162,000		
	広報事業費	72,000	自然だより18000×4	
	交流事業費	60,000	雑木林連絡会PJ 30,000 その他PJ	
	保全活動費	30,000	河川清掃PJ等	
	[管理費]	171,708		
の	事務局運営費	72,000	HP管理費3000×12 会計人件費3000×12	
	旅費交通費	3,000		
部	通信費	9,000	インターネットプロバイダ料-料金等	
	什器備品費	15,000		
	事務用品・消耗品	5,000		
	会議費	10,000		
	雑費	3,000		
	次年度活動準備金	54,708		
	支出の部合計	1,324,908		

■第5号議案 規約改正 案

前文をの一部の文言をはじめ規約文言の整理統一を行ったため、規約案全文を記載しました。

ちょうふ環境市民会議

調布市は、1995（平成7）年3月に環境基本条例制定、1999（平成11）年に「調布市自然環境保全計画」を策定。2001（平成13）年に「ちょうふ環境市民会議」の前身である「ちょうふ環境市民懇談会」が設置され、環境問題への取組みが行われてきた。

しかしながら、今日、自然環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする人類存亡に関わる様々な環境課題が生じてきている。このため、調布市は、調布市環境基本条例第9条に基づき2006（平成18）年3月、環境政策の最上位計画として、市民参加のもとに「調布市環境基本計画」を制定した。

基本計画では、自然環境だけでなく環境全般についての計画を、市民・事業者・行政が協働して推進していくこと（環境基本条例第4条）、そのための支援を行うことを掲げている。

この目的を市民の側から達成するため、調布市における環境の保全、回復および創造活動を行う市民の、交流・支援、人材育成、啓発活動、情報の収集・発信等の活動を推進するための市民団体「ちょうふ環境市民会議」を設立する。

（名称）

第1条 この会の名称は、ちょうふ環境市民会議（以下「環境市民会議」または「本会」という）とする。

（所在地）

第2条 本会の事務所は調布市に置く。

（目的）

第3条 環境市民会議は、市民・事業者・行政との協働により、調布市の自然、歴史・文化、生活環境の保全、回復および創造（以下「環境の保全等」という）に関する事業を行い、また、これら活動を行っている市民・団体間のネットワーク化などを通じて、地球環境の保全、回復および創造を図り、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本方針）

第4条 環境市民会議は、前条の目的を達成するために次の基本方針を掲げる。

（1）調布市環境基本計画で定めた調布市の環境保全を、市民、事業者、行政の協働で推進する。

（2）会員相互、およびその他の市民、団体との情報を共有し交流を推進するとともに、環境保全に取り組む人材の育成を図る。

（3）会員（団体・法人を含む）の活動や体験を活かして、行政その他関係機関等への政策提言を行う。

（活動）

第5条 環境市民会議は、基本方針をもとに次の活動を行う。

- (1) 環境の保全等に関する情報の収集、提供等
- (2) 環境の保全等に関する課題の解決・改善策の検討・実行、普及・啓発等
- (3) 環境の保全等に関する活動の推進、交流、支援等
- (4) 環境の保全等に資する事業の企画・実施（受託事業を含む）
- (5) 会員間、関係団体・機関等との交流ならびに協力、調整等
- (6) 環境の保全等に関する行政、関係機関等への提言
- (7) その他環境市民会議の目的を達成するために必要な活動

(運営費)

第6条 環境市民会議の活動に要する費用は、会費・事業収入・寄付金等をもって充てる。

(会員)

第7条 環境市民会議の目的を理解し賛同する者は誰でも会員になることができる。

2 会員は次のとおりとする。

- (1) 個人会員
- (2) 団体・法人会員
- (3) 賛助会員

3 個人会員および団体・法人会員を正会員とし、総会において各1個の議決権を有する。

4 本会の目的に賛同し支援する者を賛助会員とする。

(入会)

第8条 環境市民会議の会員になろうとする者は、本会事務局に入会申込み書（別に定める様式）を提出するものとする。

(会費)

第9条 年会費は以下のとおりとする。

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 個人会員 | 500 円 |
| (2) 団体会員 | 1,000 円 |
| (3) 法人会員 | 3,000 円 |
| (4) 賛助会員 | |
| 個人 | 1,000 円／1口（1口以上） |
| 団体 | 3,000 円／1口（1口以上） |
| 法人 | 5,000 円／1口（1口以上） |

2 既納の会費は返還しない。

(退会等)

第10条 会員は、退会しようとするときは、退会届（別に定める様式）を本会事務局に提出するものとする。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費を連続して2年間納入しないとき

(協力員・協力団体等)

第11条 環境市民会議の目的に賛同する個人、団体・法人は、申し出により活動を共にし、協力することができる。

(役員)

第12条 環境市民会議に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-------|
| 一 代表理事 | 1人 |
| 二 副代表理事 | 3人以内 |
| 三 会計担当理事 | 1人 |
| 四 理事・事務局長 | 1人 |
| 五 理事（上記の理事を含む） | 10人以内 |
| 六 監事 | 2人以内 |

2 前項五の理事および同六の監事は、会員の中から互選し、総会で承認する。

3 代表理事、副代表理事、会計担当理事、理事・事務局長は、理事の互選により選任する。

4 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第13条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事は、環境市民会議を代表する。
- (2) 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 会計担当理事は、本会の会計を掌理する。
- (4) 理事・事務局長は、事務局業務を統括する。
- (5) 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い本会の業務を担当する。
- (6) 監事は、本会の業務執行の状況および会計を監査する。

(役員活動費および費用弁償)

第14条 役員活動費の額は別に定める。

2 役員が本会の用務のために支出した費用は、弁償することができる。

(会議)

第15条 環境市民会議の会議は、総会、理事会および運営会議とする。

- 2 総会は、原則として年1回開催し、その他の会議は必要に応じて開催する。
- 3 総会は、役員選出、規約の改正、予算の議決および決算の認定を行い、重要事項を審議する。
- 4 総会は、会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は、出席会員の過半数をもって行う。
- 5 前項の場合において、書面、電磁的方法または代理人によって議決権を行使する者は、出席会員とみなす。
- 6 総会は、代表理事が招集し、代表理事又は代表理事が指名した者が議長となる。
- 7 理事会は、理事で構成し、各年度の運営方針等を決定し会務を執行する。
- 8 理事会は、代表理事が招集し理事の過半数の出席をもって成立する。
- 9 運営会議は、役員ならびに会員その他関係者で構成し、各年度の運営方針案を検討するほか本会の事業活動に係る施策を理事会に提言する。
- 10 その他部会及び連絡会等必要に応じて開催する。
- 11 会議は原則として公開とし、だれもが傍聴及び発言できるものとする。

(プロジェクトチームの設置)

第16条 第5条に規定する活動を実施するため、理事会の下に会員その他関係者で構成するプロジェクトチームを設置することができる。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第18条 環境市民会議に事務局を置く。

2 事務局は次に掲げる者を置く。

- 一 事務局長 1人
- 二 事務局員 若干人

3 事務局は、本会の事務を処理する。

4 事務局長および事務局員は、別に定めるところにより、事務局の活動に伴う必要経費の支払いと報酬を受けることができる。

(附則)

- 1 この規約は2009年3月15日から発効する
- 1 この規約は2013年5月19日から発効する。

■第6号議案 2013年度役員等の選任 (案)理事

代表理事	安部宝根
副代表理事	岡部和平
副代表理事	尾辻義和
副代表理事	里 厚雄
理事会計	紺野裕子
理事・事務局長	江刺益子
理事	鍛冶直美

監事

赤川忠明

事務局

事務局長	江刺益子
事務局員	鍛冶直美